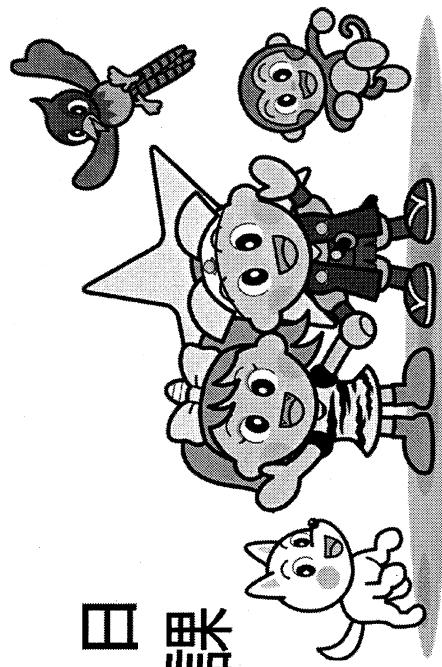


## 【相談支援事業所】

指定障害福祉サービス事業所等に対する集団指導

### ①制度改正に關すること



平成25年2月19日  
岡山県障害福祉課

# 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立・同年6月27日公布)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けた支援の充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

## 2. 概要

- 題名  
「障害者自立支援法」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。
- 基本理念  
法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。
- 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)  
「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。
- 障害支援区分の創設  
「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。  
※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。
- 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であつて常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)  
① 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化  
③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であつて厚生労働省令で定めるものを加える。  
④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)
- サービス基盤の計画的整備  
① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項に関する事項にについての障害福祉計画の策定及び地域生活支援事業の実施に関する事項にについての障害福祉計画の策定  
② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化  
③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化  
④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

## 3. 対応方針

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

## 4. 検討規定(障害者施設を段階的に講じるため、法の施行後3年を 目途として、以下について検討)

- 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
  - 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
  - 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
  - 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
  - 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

# 題名・目的・理念

- 改正障害者基本法を踏まえ、法の目的規定を改正し、基本理念を創設することにより、「障害者自立支援法」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

【平成25年4月1日施行】

## 目的の改正

- 「自立」の代わりに、新たに、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記。
- 障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的に行うこととする。

## 基本理念の創設

23年7月に成立了改正障害者基本法で、目的や基本原則として盛り込まれた、

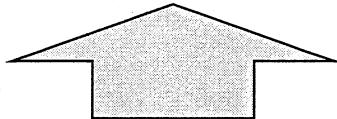
- ① 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する  
かけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念
- ② 全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現
- ③ 可能な限りその身近な場所において必要な（中略）支援を受けられること
- ④ 社会参加の機会の確保
- ⑤ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥ 社会的障壁の除去

といった重要な考え方を新法の理念としても規定することとしたもの。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

## 題名

「障害者自立支援法」➡ 「障害者総合支援法（※）」



# 障害者の範囲の見直し

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾患その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める者）を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。

- ➡ 難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが、一定の障害がある方々に対して、障害福祉サービスを提供できるようになる。
- ➡ これまで補助金事業として一部の市町村での実施であったが、全市町村において提供可能になる。受けられるサービスが、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付だけでなく、新法に定める障害福祉サービスに広がる。

## 《現状》

- ★ 障害者自立支援法における支援の対象者は、以下のとおり。
  - ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
  - ・知的障害者福祉法にいう知的障害者
  - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者を含み、知的障害者を除く。）
- ★ 身体障害者の定義 永続し、かつ一定以上の障害があるものを対象  
身体障害者の範囲 身体障害者福祉法別表に限定列举  
→症状が変動しやすいなどにより難病患者等が障害福祉サービスの支援の対象外となる場合がある。
- ★ 難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付）  
事業を実施する市町村に対し、国が費用の一部を補助（平成24年度予算：2億円、健康局予算事業）  
難治性疾患克服研究事業の対象である130疾患と関節リウマチの患者を対象

◎ 対象となる者の範囲については、政令で定めることとしており、厚生科学審議会難病対策委員会での議論等を踏まえ、施行（平成25年4月1日）に向けて検討する。

## はじめに

- 平成24年6月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）」では、制度の谷間のない支援を提供するための障害者の定義に「難病等（治療方法等）」が確立していない疾患その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」を追加し、障害福祉サービス等の対象となることがあります。（平成25年4月1日施行）新たに対象となる方は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要に応じて障害程度区分の認定などの手続きを経た上で、市区町村において必要と認められた障害福祉サービス等を利用できます。
- 本別冊マニュアルは、全国の市区町村において難病等に配慮した円滑な障害程度区分の調査、認定が行われるよう、関係者（調査員、主治医、審査会委員、自治体職員等）向けに、「難病等の基本的な情報」や「難病等の特徴（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）」、「認定調査の留意点」などを整理したものです。

## 1. 障害者の範囲の見直し

### 1. 障害者総合支援法第4条

（定義）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉法に規定する精神障害者（登録障害者）とし、精神保健及び精神障害者福祉法にいう精神障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治験方針が確立していない疾患その他の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

※下線部分が追加された内容

今回の見直しにより

- 難病患者等で、症状の変化などにより身体障害者手帳を取得できないが一定の障害がある方が、障害福祉サービス等を利用できる。
- 難病患者等が利用してきたホームヘルプサービス等は、これまで補助金事業として一部の市町村でのみ提供されてきたが、今後は、法定事業として全市町村において提供可能になる。
- 利用できるサービスが、補助金事業のホームヘルプサービス、短期入所及び日常生活用具貸付の3つから、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス等に広がる。

## 2. 障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病

- 平成24年12月の時点において、厚生科学審議会疾患対策部会難病対策委員会で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等の検討が引き続き進められてきたことから、この範囲等も参考にして検討することとされたいた障害者総合支援法における難病等の範囲については、直ちに結論を得ることが困難な状況にあつた。
- そこで、障害者総合支援法の範囲は、当面の措置として、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾患と同じ範囲（難治性疾患克服研究事業【臨床調査研究分野】の対象疾患（130疾患）及び關節リウマチ）として平成25年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うこととした。
- なお、障害者総合支援法の対象となる難病等による障害の程度（厚生労働大臣が定める程度）についても、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象患者の状態に鑑み、「政令で定める」特殊の疾患有による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度」とした。

※ 障害者総合支援法の政令で定める疾病的名称は、法制上の観点等から「難病患者等居宅生活支援事業の対象疾患」と名称が異なっている場合があり、その結果、障害福祉サービス等の対象となる疾患有は「130疾患」となっている。（対応表 10ページ～）

○疾病一覧（対象130疾患）			
No.	疾病名	疾患群	五十音順
1	I g A 腎症	腎・泌尿器系疾患	
2	垂急性硬性全脳炎	神経・筋疾患	
3	アシンコ病	内分泌系疾患	
4	アミロイド症	代謝系疾患	
5	アルギー性肉芽腫性血管炎	免疫系疾患	
6	ウエグナー肉芽腫症	免疫系疾患	
7	H T L V - 1 關連腎臓症	神経・筋疾患	
8	A D H 不適合分泌症候群	内分泌系疾患	
9	黄色糊帶骨化症	骨・關節系疾患	
10	漸進性大腸炎	消化器系疾患	
11	下垂体前葉機能低下症	内分泌系疾患	

12 加齢性黄斑変性症	視覚系疾患
13 肝外門脈閉塞症	消化器系疾患
14 関節リウマチ	免疫系疾患
15 肝内結石症	消化器系疾患
16 偽性低アルドステロン症	内分泌系疾患
17 偽性副甲状腺機能低下症	内分泌系疾患
18 球脊髓性筋萎縮症	神經・筋疾患
19 急進性進行性球体腫炎	腎・泌尿器系疾患
20 強皮症	皮膚・結合組織疾患
21 ギラン・バレ症候群	神經・筋疾患
22 筋萎縮性側索硬化症	神經・筋疾患
23 クッシング病	内分泌系疾患
24 グルコルチコイド抵抗症	内分泌系疾患
25 クロウ・深瀬症候群	神經・筋疾患
26 クローン病	消化器系疾患
27 創瘻肝炎	消化器系疾患
28 結節性硬化症	皮膚・結合組織疾患
29 網膜生動脈瘤形成	免疫系疾患
30 血栓性小板減少性紫斑病	血液系疾患
31 原発性アルドステロン症	内分泌系疾患
32 原発性硬性胆管炎	消化器系疾患
33 原発性高脂血症	代謝系疾患
34 原発性副腎皮質機能亢進症	神經・筋疾患
35 原発性胆汁性肝硬変	消化器系疾患

36 原発性免疫不全症候群	血液系疾患
37 硬化性萎縮性苔癭	皮膚・結合組織疾患
38 好酸球性筋膜炎	皮膚・結合組織疾患
39 後嚙期帶骨化症	骨・関節系疾患
40 拘束型心筋症	循環器系疾患
41 広範脊柱管狭窄症	骨・關節系疾患
42 高プロラクチン血症	内分泌系疾患
43 抗リン脂質抗体症候群	免疫系疾患
44 骨髓異形成症候群	血液系疾患
45 骨髓線維症	血液系疾患
46 ゴナドロビシン分泌過剰症	内分泌系疾患
47 混合性結合組織病	皮膚・結合組織疾患
48 再生不良性貧血	血液系疾患
49 サルコイドーシス	呼吸器系疾患
50 シェーグレン症候群	免疫系疾患
51 色素性斂皮症	皮膚・結合組織疾患
52 自己免疫性肝炎	消化器系疾患
53 自己免疫性溶血性貧血	血液系疾患
54 根管経症	視覚系疾患
55 若年生肺气腫	呼吸器系疾患
56 重症急性肝炎	消化器系疾患
57 重症筋無力症	神經・筋疾患
58 神經性過食症	内分泌系疾患
59 神經性食欲不振症	内分泌系疾患

60	神経線維腫症	皮膚・結合組織疾患
61	進行性核上性麻痺	神經・筋疾患
62	進行性骨化性線維形成異常症	骨・関節系疾患
63	進行性多癡性白質脳症	神經・筋疾患
64	ステイーヴンス・ジョンソン症候群	皮膚・結合組織疾患
65	スモン	スモン
66	正常圧水頭症	神經・筋疾患
67	成人スチル病	免疫系疾患
68	脊髓空洞症	神經・筋疾患
69	脊髓小脳変性症	神經・筋疾患
70	脊髓性筋萎縮症	神經・筋疾患
71	全身性エリテマトーデス	免疫系疾患
72	先端巨大症	内分泌系疾患
73	先天性QT延長症候群	循環器系疾患
74	先天性角膜棘紅斑症	皮膚・結合組織疾患
75	先天性副腎皮質酵素欠損症	内分泌系疾患
76	側頭動脈炎	免疫系疾患
77	大脳皮質基底核萎愛性症	免疫系疾患
78	多系統萎縮症	神經・筋疾患
79	多癡性運動ニューロバチー	神經・筋疾患
80	多癡筋炎	神經・筋疾患
81	多癡性硬化症	免疫系疾患
82	多癡性腫瘍	神經・筋疾患
83	多癡性腫瘍腎	腎・泌尿器系疾患

84	達者性内リンパ水腫	感覚・平衡機能系疾患
85	中枢性尿崩症	内分泌系疾患
86	中毒性義皮症死症	皮膚・結合組織疾患
87	TSH産生下垂体腺腫	内分泌系疾患
88	TSH受容体異常症	内分泌系疾患
89	天疱瘡	皮膚・結合組織疾患
90	特癡性拡張型心筋症	循環器系疾患
91	特癡性間質性肺炎	呼吸器系疾患
92	特癡性血小板減少性紫斑病	血液系疾患
93	特癡性血栓症	血液系疾患
94	特癡性大脳骨頭梗死	骨・關節系疾患
95	特癡性門脈圧亢進症	消化器系疾患
96	特癡性面側性感音難聴	聴覚・平衡機能系疾患
97	突癡性難聴	聴覚・平衡機能系疾患
98	難治性ネフローゼ症候群	腎・泌尿器系疾患
99	腹腔性動脈瘤	皮膚・結合組織疾患
100	囊胞性線維症	消化器系疾患
101	バーキンソン病	神經・筋疾患
102	バージャー病	免疫系疾患
103	肺動脈性肺高血圧症	呼吸器系疾患
104	肺胞低換気症候群	呼吸器系疾患
105	バット・キアリ症候群	消化器系疾患
106	ハンチントン病	神經・筋疾患
107	汎癡性特異性骨増殖症	骨・關節系疾患

108	肥大型心筋症	循環器系疾患
109	ビタミンD依存症二型	内分泌系疾患
110	皮膚筋炎	免疫系疾患
111	びまん性汎細気管支炎	呼吸器系疾患
112	肥満低換気症候群	呼吸器系疾患
113	表皮水疱症	皮膚・結合組織疾患
114	フィッシュヤー症候群	神経・筋疾患
115	ブリオン病	神経・筋疾患
116	ペーチェット病	免疫系疾患
117	ベルオキシーム病	神経・筋疾患
118	発作性夜間ヘモグロビン尿症	血液系疾患
119	慢性炎症性脱髓性多発神経炎	神経・筋疾患
120	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	呼吸器系疾患
121	慢性肺炎	消化器系疾患
122	ミトコンドリア病	神経・筋疾患
123	メニエール病	聴覚・平衡機能系疾患
124	網膜色素変性症	視覚系疾患
125	もやもや病	神経・筋疾患
126	有棘赤血球舞踏病	神経・筋疾患
127	ランゲルハンス細胞組織球症	呼吸器系疾患
128	リソーム病	神経・筋疾患
129	リンバ管防腫症	呼吸器系疾患
130	レフェトフ症候群	内分泌系疾患

## II. 難病等の基礎知識

### 1. 難病とは

- 昭和47年に策定された「難病対策要綱」において、難病は、  
①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少く  
ない疾患  
②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手  
を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾患  
と定義されています。

#### 【参考】難治性疾患克服研究事業概要

症例数が少なく、原因不明で治療方法が未確立であり、かつ、生活面で長期に  
わたる支障がある疾患について、研究班を設置し、原因の究明、治療方法の確立  
に向けた研究を行う。  
現在 130 疾患が対象。

また、「特定疾患治療研究事業」では、調査研究を進めている疾患のうち、  
①診断基準が一応確立し、  
②かつ難度、重症度が高く患者数が比較的小ないため、公費負担の方法を  
とらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある疾患  
を対象としています。

#### 【参考】特定疾患治療研究事業概要

難病患者の医療費の助成制度。治療費の自己負担分の一部を国と都道府県が  
公費負担として助成する。認定されると「特定疾患医療受給者証」が交付される。  
現在 56 疾患が対象。

### (2) 難病対策の見直し

平成23年9月から、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において、  
今後の難病対策の在り方にについて検討が進められています。平成24年2月に閣議  
決定された社会保障・税一体改革大綱にも難病対策の見直しが盛り込まれ、平成  
24年8月には難病対策委員会で「今後の難病対策の在り方（中間報告）」がとり  
まとめられました。

この中間報告においては、難病対策の必要性と理念として、「いわゆる難病は、  
まれではあるが国民の中に一定の割合で発症する可能性のあるものである。難病  
患者は、治療方法が確立したことから、生活面に於ける制約や経済的な負担が大きい。  
このため、難病対策の見直しに当たる長期間の療養を必要とするとともに、社会の  
病名や病態が知られていないために、社会の理解が進んでおらず、就業など社会  
生活への参加が進みにくい状態にある。このため、難病対策の見直しには、支援  
難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援  
し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指す。  
また、患者の長期かつ重度の精神的・身体的・経済的負担を社会全体で支えること  
を目指す」ことを掲げています。

## 2. 難病の特徴（症状の変化や進行、福祉ニーズ等）

- 難病には、症状の変化が毎日ある、日によつて変化が大きいい等の特徴に加え、  
進行性の症状を有する、大きな周期でよくなったり悪化したりするという難病特有  
の症状が見られます。
- また、半数以上で合併症や薬剤による副作用、二次障害が見られ、生活の質が  
損なわれやすいと言えます。

現行の難病患者等居宅生活支援事業の利用について行ったアンケート調査では、  
「利用したいが制度内容がよくわからない」「サービスについて知らない」があわ  
せて 28%あり、必ずしも事業者が十分に周知されているとは言えませんでした。  
また、今後利用したいサービスとしては、日常生活用具の給付が一番多く、ホー  
ムヘルプサービス、短期入所と続いている、在宅での療養生活を支えるサービスの  
充実が望まれています。

### ○疾患群別の難病の特徴

疾患群	難病の特徴
血液系疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貧血による運動機能の低下、止血機能を持つ血小板の減少による出血傾向などが見られます。血小板数によつて日常生活の中での活動度を考える必要があります。</li> <li>●特に、原発性免疫不全症候群では、感染の予防と早期治療が必要です。常に、皮膚、口腔内等を清潔に保ち、発熱、咳、鼻汁など一見かぜ症状でも診察を受ける必要があります。</li> </ul>
免疫系疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>●皮膚粘膜症状、腎炎、神経障害などに加え、腸、眼、脳など多臓器が侵されます。日和見感染症といつて通常はあまり起きない感染が原因で死亡することがあります。</li> <li>●全身の血管に炎症が起きる疾患ではいろいろな臓器に虚血症状を起こし、脳、心、腎などの重要な臓器の血流が不全になります。加えて、眼にも症状が出るものもあり、視覚障害にも配慮が必要です。</li> </ul>
内分泌系疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ホルモンが不足する疾患と、ホルモンが過剰となる疾患があります。ホルモンの機能により症状は様々で、変動が大きいものがあることが特徴です。</li> <li>●ホルモンが不足している場合は補充を行い、過剰な場合は働きを抑えることが必要になります。</li> </ul>
代謝系疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多くは乳児期、幼児期に発症しますが、成人になつてから発症するものもまれではありません。全身の細胞に代謝産物が蓄積することで、四肢の痛み、血管腫、腎不全、心症状も出現します。</li> </ul>

腎・泌尿器系疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>●血尿や、尿が出なくなったり少なからたりすることがあります。腎機能に応じて、食塩や蛋白質、水分などの制限が必要になります。</li> <li>●特に多発性囊胞腎では囊胞が尿路を圧迫することで、感染症を引き起こすことがあります。囊胞が大きくなると、打撲などで腎臓が破裂する場合があります。</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中枢神経と末梢神経を優し、びりびり感などの異常感覚が特徴で、多様な合併症が出現します。</li> </ul>			
【参考】平成22年度 難病患者等の日常生活と福祉ニーズに関するアンケート調査				
○症状の変化の状況（複数回答あり）				
No.	カテゴリー	件数	(全休) %	(無回答除く) %
1	毎日ある	569	41.2	48.0
2	一時的なもの	95	6.9	8.0
3	ほとんど変化しない	107	7.8	9.0
4	1日のうちに変化がある	258	18.7	21.8
5	日にによって変化が大きい	383	27.8	32.3
6	進行している	263	19.1	22.2
7	快方に向かっている	28	2.0	2.4
8	大きな周期で良くなったり	166	12.0	14.0
9	悪くなったりする	33	2.4	2.8
	無回答	194	14.1	
	サンプル数	1380	100.0	1186
○合併症や2次障害、副作用の有無（複数回答あり）				
No.	カテゴリー	件数	(全休) %	(無回答除く) %
1	合併症がある	352	25.5	28.9
2	2次障害がある	237	17.2	19.5
3	副作用による疾患・障害がある	327	23.7	26.8
4	特にない	526	38.1	43.2
	無回答	162	11.7	
	サンプル数	1380	100.0	1218
○難病患者等居宅生活支援事業の利用				
No.	カテゴリー	件数	(全休) %	(無回答除く) %
1	利用している (今後利用する予定)	81	5.9	7.6
2	利用したいが利用対象外となり利用できない、	41	3.0	3.8
3	利用したいが制度内容がよくわからない	74	5.4	6.9
4	利用する必要がない	561	40.7	52.3
5	サービスについて知らない	306	22.2	28.5
6	サービスをやつてくれるところがなく利用できない	9	0.7	0.8
	無回答	308	22.3	
	サンプル数	1380	100.0	1072



社援発0118第1号  
平成25年1月18日

## 2 政令の内容

- (1) 治療方法が確立していない疾患その他の特殊の疾病（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条関係）  
障害者総合支援法第4条第1項の規定に基づき、治療方法が確立していない疾患  
その他の特殊の疾患を定めることとしたこと。
- (2) 指定の欠格事由に関する法律の規定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第22条の2、第26条の11及び第38条の2並びに児童福祉法施行令第25条の8関係）  
指定相談支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者、  
指定特定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関並びに指定障害児通所支援事業者、  
指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定の欠格事由及び取消  
事由となる罰則を定める法律の規定として、次のアからウまでの法律の規定を定め  
ることとしたこと。

- ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第117条、第118条第1項（同法第6条  
及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第  
18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）及び第120条（同法第18条  
第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこ  
れらの規定に係る同法第121条の規定（これららの規定が労働者派遣事業の適正な  
運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第44  
条（第4項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）  
イ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第40条の規定及び同条の規定に係る同  
法第42条の規定  
ウ 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第18条の規定及び  
同条の規定に係る同法第20条の規定  
（3）法令名に係る文言の整理等  
障害者自立支援法、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）等を引用  
している規定の整理を行う等、関係政令について所要の規定の整理等を行うことと  
したこと。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため  
の関係政令の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令  
等の公布及び告示について（通知）

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律  
の整備に関する法律（平成24年法律第51号。以下「整備法」という。）については、平成  
24年6月27日に公布されており、整備法の趣旨及び主な内容については、「地域社会にお  
ける共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する  
法律の公布について（通知）」（平成24年6月27日付け社援発0627第3号厚生労働省社会  
援護局長通知）において既にお示ししたところである。  
本日、整備法の施行（平成25年4月1日）に必要な政令及び省令並びに告示が別紙のと  
おり公布及び告示されたことと合わせ、その趣旨及び主な内容について下記のとおり通知  
するので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）を  
始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図つていただき等、本法の円滑な施行  
について特段の御配慮をお願いする。

第1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係  
法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成25年政令第  
5号）

記

第2 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係  
法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等を行うものである。

1 省令の趣旨  
整備法の施行により、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業の対象拡大  
が行われること等に伴い、関係省令における所要の規定の整備等を行うものである。

2 省令の内容

(1) 障害者等を障害福祉サービスの対象とするごとに伴う規定の整備  
常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の7関係

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

現行の規定では難病患者等が対象とならない自立訓練（機能訓練）の規定について、難病患者等もその対象となるよう所要の規定の整備を行うこととしたこと。

(2) 市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業における意思疎通支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 65 条の 3、第 65 条の 11、第 65 条の 12、第 65 条の 14 の 4、第 65 条の 15、第 70 条及び第 71 条関係）

市町村及び都道府県が地域生活支援事業において実施する意思疎通支援について、次のとおりそれぞれの役割分担を定めることとしたこと。

ア 市町村

意思疎通支援を行う者の派遣については少なくとも手話及び要約筆記、意思疎通支援を行う者の養成については少なくとも手話（専門性の高いものを除く。）

イ 都道府県

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については少なくとも手話、要約筆記、触手話及び指点字、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整については少なくとも手話及び要約筆記に係る意思疎通支援を行なう。

ウ 指定都市及び中核市

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については、少なくとも手話、要約筆記、触手話及び指点字に係る意思疎通支援を行う。

(3) 構造改革特別区城における基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスに係る規定の整備（厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成 15 年厚生労働省令第 132 号）第 4 条関係）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）に基づく基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスが規定されることに伴い、所要の規定の整備を行うこととしたこと。

(4) 法令名に係る文書の整理等

障害者自立支援法、障害者自立支援法施行令、障害者自立支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）等を引用している規定の整理を行う等、関係省令について所要の規定の整理等を行うこととしたこと。

第 3 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示（平成 25 年厚生労働省告示第 6 号）

1 告示の趣旨

整備法の施行により、難病患者等が障害福祉サービスの対象に加わること等に伴い、関係告示における所要の規定の整備等を行うものである。

## 2 告示の内容

- (1) 難病患者等を障害福祉サービスの対象とすることに伴う規定の整備（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第 9 及び別表第 16 関係）
- 現行の規定では難病患者等が対象とならない共同生活介護及び共同生活援助について、難病患者等もその対象となるよう所要の規定の整備を行なうこととしたこと。
- (2) 法令名に係る文書の整理等
- 障害者自立支援法、障害者自立支援法施行令、障害者自立支援法施行規則等を引用している告示の規定の整理を行なう等、所要の規定の整理等を行うこととしたこと。

## 第 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度（平成 25 年厚生労働省告示第 7 号）

- 1 告示の趣旨
- 障害者総合支援法第 4 条第 1 項に定める障害者の定義に、「治療方法が確立していない疾患その他の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」が追加されることに伴い、この「厚生労働大臣が定める程度」を定めるものである。

- 2 告示の内容
- 障害者総合支援法第 4 条第 1 項に規定する厚生労働大臣が定める程度は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令別表に掲げる特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度とするとしたこと。

## 第 5 施行期日・適用期日

第 1 から第 4 までに掲げる政令及び省令並びに告示について、いずれも本年 4 月 1 日から施行及び適用することとしたこと。

## 指定一般相談支援事業者の指定に係る誓約書

平成 年 月 日

岡山県知事

殿

申請者 所在地

名 称

代表者 職 名

氏 名

印

当法人（別紙に記載する役員等を含む。）は、下記に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の19第2項において準用する同法第36条第3項（第4号、第10号及び第13号を除く。）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

### 記

**【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項（H25.4.1一部法改正版）の読替後の規定】**

- 1 申請者が法人でないとき。
- 2 当該申請に係る一般相談支援事業所（第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。）の従業者の知識及び技能並びに人員が、第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な一般相談支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 6 申請者が、第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はその一般相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき、ただし、当該指定の取消しが、指定一般相談支援事業者（第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。以下この項において同じ。）の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定一般相談支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定一般相談支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 7 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定一般相談支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定一般相談支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定一般相談支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 8 申請者が、第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 9 申請者が、第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十一条の二十七第一項若しくは第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事又は市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 11 申請者が、指定の申請前五年以内に相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 12 申請者が、法人で、その役員等のうちに第五号、第六号、第八号、第九号又は前号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

# 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

## 1. 目的（第1条）

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、在宅就業障害者、在宅就業障害者の自立の促進に資する。

## 2. 国等の責務及び調達の推進（第3条～第9条）

### ＜国・独立行政法人等＞



## 3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等（第10条）

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることにより公契約する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
② 地方公共団体及び地方独立行政法人等は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供（第11条）

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるものとする。  
該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

## 5. その他（附則第1条～附則第3条）

### （1）施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

### （2）検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保及び情報提供の在り方  
② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入  
(3) 税制上の措置  
国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

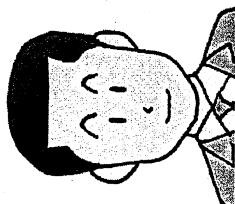
## その出来事、障害者就労施設に発注できませんか？

# 平成25年4月から 障害者優先調達推進法 がスタートします。

この法律（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的に購入することを推進するために制定されました。

### 目次

●法律の概要	2
●対象となる障害者就労施設等	3
●障害者就労施設等への発注例	5
●発注先となる就労支援施設の一覧	6
●障害福祉サービス事業所の共同受注窓口	6
厚生労働大臣が登録している在宅就業支援団体	10



### 【法律の趣旨】

障害のある人が自立した生活を送るためにには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要です。

このような観点から、これまで障害者就労施設等へ仕事の発注に探し、民間企業をはじめ国や地方公共団体等において様々な取組が行われてきました。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」（は、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたものです。

同法は、平成24年6月20日に成立、同月27日に公布され、  
**平成25年4月1日から施行されます。**

**行政関係者の方には、法律の趣旨をご理解いただき、  
障害者就労施設への発注拡大をお願いします。**

## 【法律のポイント】

国、独立行政法人及び地方公共団体等は、物品等の調達に当たつて、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるとともに、以下の取組を行ふこととされています。

- 国は、障害者就労施設等からの物品等の基本方針を定める。

●各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、国の基本方針に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、実績を公表する。

●地方公共団体（都道府県、市町村）及び地方独立行政法人人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表する。

●国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たつて、法定障害者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障害者の就業を促進するためには必要な措置を講ずるよう努める。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努める。

## 対象となる障害者就労施設等

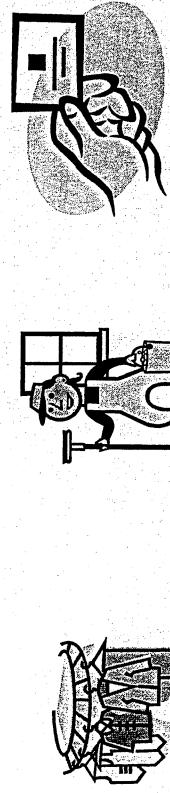
国や地方公共団体、独立行政法人等は、以下の施設等から優先的に物品・サービスを購入する努力義務が課されます。



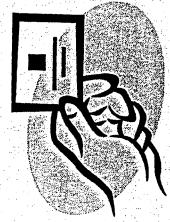
## 障害者就労施設等への発注例

### サービス

<クリーニング>



<清掃>



●発注先となる障害者就労施設の一覧を、厚生労働省ホームページに掲載しています。発注の際の参考してください。

[www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/ukushi\\_kaitou/shougaishahukushi/yousenchooutsu/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/ukushi_kaitou/shougaishahukushi/yousenchooutsu/)

●発注する際の窓口として、①共同受注窓口と②在宅就業支援団体があります。共同受注窓口は、受注内容を対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあつせん・仲介する業務、在宅就業支援団体は、会員の在宅就業障害者と発注者とを仲介する業務を行っています。調達の際にご利用ください。

### 発注先となる障害者就労施設等の一覧

### 行政関係者の方へ

●発注先となる障害者就労施設の一覧を、厚生労働省ホームページに掲載しています。発注の際の参考してください。

[www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/ukushi\\_kaitou/shougaishahukushi/yousenchooutsu/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/ukushi_kaitou/shougaishahukushi/yousenchooutsu/)

① 障害福祉サービス事業所の共同受注窓口（平成24年11月28日現在）

都道府県	名称	所在地・担当／電話・FAX
全国	特定非営利活動法人 日本セルフセンター	〒160-0022 新宿区新宿1-13-1 大橋御苑ビル別館2階 Tel:03-3355-8677 Fax:03-3355-7666
北海道	北海道授産事業振興センター	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目北海道社会福祉総合センター「かでる2.7内」 北海道社会福祉協議会（鳴田） Tel:030-241-3982 Fax:011-280-3102
青森県	青森県社会就労センター協議会	〒030-0954 青森市駒込字月見野916-1 社会福祉法人善栄会（伊藤） Tel:011-742-3004 Fax:011-742-3004
岩手県	岩手県社会就労センター協議会	〒020-0931 盛岡市三本柳3地割1-3 ふれあいランド岩手内 岩手県社協 福祉経営支援部 障がい者就労支援與支援センター Tel:019-637-4462 Fax:019-637-4255
宮城県	特定非営利活動法人 みやぎセルフ協働受注センター	〒981-1102 仙台市太白区鏡原5-12-1 仙台ワークキャンパス（武井） Tel:022-399-6299 Fax:022-306-2515
秋田県	秋田県社会就労センター協議会	〒010-0922 県社会福祉会館 秋田県社会福祉協議会 地域福祉部施設課経営・団体支署担当（小林） Tel:018-864-2715 Fax:018-864-2702

※ 以上は、一部の例示です。この他にも多くの業務が可能ですので、障害者の働く場への発注をご検討ください。



(②)厚生労働大臣が登録している在宅就業支援団体一覧 (平成24年5月21日現在)

名 称	所在地(担当)/(TEL・FAX)	実施業務
北海道	札幌市北区7条西6丁目1 北苑ビル2階 011-261-0074	・字幕制作 ・インターネット質問整理 ・ホームページ制作・更新 ・ホームページ検証 ・データ入力業務 ・パソコン講習(講師)業務
埼玉県	埼玉県さいたま市西区坂本町1丁目94番地1 048-625-5100	・花木レンタル ・ハン製造販売 ・レンタルおしまり
千葉県	千葉市稲毛区小仲台2丁目6番1号 043-206-7101	・あん摩マッサージ指圧・鍼・灸 ・会議、講演等を録音したデータのプリライト
熊本県	千葉市稲毛区西千葉 043-297-3391	・手書き文書(伝票、申込書など)をコンピュータ化するための「データ入力作業」を行う。
大分県	船橋市本中山3丁目21番5号 043-297-3391	・Webコンテンツの企画、制作(デザイン、HTML、CG等)及び運営 ・データベース設計、プログラム開発、サーバ保守、DTP、イラストレーション、文章執筆、編集、リサーチ、データ入力等
宮崎県	中野区江原町2丁目6番7号 03-5988-7192	・印刷作業 ・梱包・包装作業 ・メール便送業務、宅急便送業務 ・清掃業務
鹿児島県	東京コロニー 0422-30-0022	・二輪車・四輪車・汎用機・その他機械関係部品の組立加工 ・食料品(パン・クッキー等)の生産 ・園芸品(植栽用苗を含む)の生産 ・衣料品・日用雑貨(陶芸品を含む)の生産
沖縄県	武蔵野市境南町4丁目20番5号 0422-30-0022	・扱い・梱包部品組み立て ・パン・クッキー等の生産 ・自動車部品組み立て ・清掃業務
神奈川県	横浜市西区みなとみらい4丁目10番3-1W707号 045-664-2412	・食料品(パン・クッキー等)の生産 ・園芸品及び雑貨の生産 ・衣料品・日用雑貨 ・クリーニング
山梨県	小田原市万田4-75番地 0463-32-5325	・自動車部品組み立て ・パン・クッキー等の生産 ・手取 ・自動車部品組み立て
岐阜県	甲府市北新一丁目2-12 055-252-0100	・ホームページ制作 ・各種印刷物のデザイン ・各種プログラムの作成 ・データ起こし、データ入力
	大垣市加賀野4丁目1番地の7 0584-77-0533	・電算入力・記録作成 ・各種印刷物の製作 ・ソフトウェア開発 ・ネットワーク構築等 ・ホームページ製作・Webサイトの構築 ・人材育成研修

高知県	高知県社会就労センター協議会 〒789-1201 高岡郡佐川町字寺中甲1037-1 さら福事務所 (畠山) TEL:0889-22-2113 Fax:0889-22-5369
福岡県	福岡県セルフセンター 〒816-0804 善日市原町3-1-7 クローバープラザ'6階 福岡県社会福祉協議会 施設課 Tel:092-564-3377 Fax:092-584-5369
佐賀県	佐賀県共同受注支援窓口 〒840-0851 佐賀市大野一丁目8-5 佐賀県障害者社会参加推進センター(玉城) Tel:0952-97-0856 Fax:0952-29-3918
長崎県	長崎県障害者共同受注センター 〒852-9104 長崎市茂里町3-24 (濱崎・七衛) Tel:095-865-0681 Fax:095-865-6682
熊本県	(株)コウケン 〒862-0965 熊本市南区田井島1-11-34 Tel:096-284-1562 Fax:096-284-1562
大分県	大分県社会就労支援事業所協議会 〒870-0907 大分市大津町12-1-41 県総合社会福祉センター 大分県社会福祉協議会 施設支援課(岡田) Tel:097-558-0300 Fax:097-558-6001
宮崎県	宮崎県社会就労センター協議会 〒880-0515 宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター 宮崎県社会福祉協議会 地域福祉部(脇田) Tel:0985-22-3380 Fax:0985-23-3160
鹿児島県	鹿児島県受産施設協議会 〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター4F 鹿児島県社会福祉協議会 施設福祉部 Tel:099-257-1001 Fax:099-250-9358
沖縄県	一般財団法人 沖縄県セルフセンター 那霸市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟4階 (喜瀬) Tel:098-882-5663 Fax:098-882-5664

障害者就労施設からの調達をお願いします。



静岡県	特定非営利活動法人 福址のままづくり市民ネットワーク	浜松市南区東若林町1220番地の5 053-448-7119	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲録作成</li> <li>・ホームページ作成及び更新</li> <li>・名刺作成</li> <li>・機関紙作成</li> <li>・DM発送作業</li> <li>・アンケート集計及び報告書作成</li> </ul>
愛知県	特定非営利活動法人 電気仕掛けの仕事人、	岡崎市美合町字三田19番地8 0564-54-5331	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DTP執筆、画像処理、イラスト制作、文書校正</li> <li>・Web制作・デザイン、コーディング、画像処理</li> <li>・情報処理</li> </ul>
大阪府	社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会	大阪市天王寺区東高津町12番10号 06-6767-9981	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム開発業務</li> <li>・Webサイト制作業務</li> <li>・DTP業務</li> <li>・データ入力、集計、管理業務</li> <li>・CD-ROMコンテンツ制作業務</li> </ul>
兵庫県	社会福祉法人 ヒューマンライツ福音协会	大阪市西成区出城2-4-10 06-6563-6564	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーニング業務</li> <li>・データ入力、名刺作成業務</li> <li>・登録業務</li> </ul>
長崎県	特定非営利活動法人 ネビオン	神戸市須磨区妙法寺岩山1056-1 078-741-1120	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縫製加工</li> <li>・織布製造</li> <li>・木工製品製造</li> <li>・ほう木材梱包・出荷準備</li> <li>・あんまマッサージ</li> </ul>
熊本県	社会福祉法人 出島・福祉村	長崎市岩川町2番3号 095-892-3600	<ul style="list-style-type: none"> <li>・びわ茶の製造</li> <li>・コーヒーの製造</li> <li>・印刷物の製造</li> <li>・ホームページの作成及びメンテナンスの業務</li> </ul>
宮崎県	特定非営利活動法人 在宅就労支援事業団	熊本市中央区九品寺5丁目9番1号 096-375-7900	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名書き(毛筆・ペン字) (後摺状、年賀状、署中見舞い)</li> <li>・携帯販皿作成、手提げ袋作成、封筒作成</li> <li>・切手・シール貼り作業、郵便番号貼り分け作業</li> <li>・ノベルティー作成、サンプル作成、郵便番号貼り分け作業</li> <li>・梱包作業、テラシ・ハンドル折り作業、封入作業</li> <li>・データ入力作業、テープ起こし作業、テザイン作成、オペレーション作業</li> <li>・検品作業、紐通し作業、和裁・洋裁作業</li> </ul>
	社会福祉法人恵僊会	宮崎市祇園一丁目50番地 0985-31-6441	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの作成・更新</li> <li>・エクセルを利用してデータベースによるデータ入力、パワーポイントの作成、ワードによる文章入力</li> <li>・印刷物の版下作成、各種のデータ入力、テープおこし</li> </ul>

＜作成＞厚生労働省

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

ホームページ: [www.mhlw.go.jp](http://www.mhlw.go.jp)

(優先調達推進法関係のページ)  
[www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nukushi\\_kaito/shougaishahukushi/yuusenchooutsutsu/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nukushi_kaito/shougaishahukushi/yuusenchooutsutsu/)